

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月14日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	人吉市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.hitoyoshi.lg.jp/q/aview/36/8548.html

執行機関名 人吉市長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第2 第51の項 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)第1条	人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の支給認定及び利用者負担に関する規則第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、 <u>子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。</u>	第1条 この規則は、人吉市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例(平成26年人吉市条例第48号。以下「条例」という。)及び人吉市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例施行規則(平成27年人吉市規則第8号。以下「基準条例施行規則」という。)に定めるもののほか、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第20条第1項の規定に基づき、 <u>特定教育・保育施設等に関する利用者負担額</u> (法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号に規定する支給認定保護者(第4条の支給認定を受けた保護者をいう。)の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額をいう。以下「利用者負担額」という。)その他施設型給付費・地域型保育給付費に係る <u>支給認定</u> について、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の支給認定及び利用者負担に関する規則